令和　　年　　月　　日

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭２０２５）

物品販売に係る出店資格確認書

第49回全国高等学校総合文化祭

香川県実行委員会会長 　　 殿

申請者　　　所在地

名　称

代表者

１　取扱要領第４の２の確認

　　　□　取扱要領第４のイ（県内市町関係）に該当します。

　　□　部門ごとに１万円の負担金を指定の時期までに納めます。

　　　　　　（部門プログラムへの広告掲載等はありません。）

　　　□　部門ごとに１万円以上の資金協賛を指定の期日までにします。

　　　　　　（金額に応じた部門プログラムへの広告掲載ができます。）

２　取扱要領第５の２の確認

　　　□　以下のいずれにも該当しません。

１　特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教

等の活動に利用する恐れがある場合

２　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下

「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合

３　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合

４　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権

限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては

代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあっ

てはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員であるなど、暴力団がその経

営又は運営に実質的に関与している場合

５　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している場合

６　役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）を利用している場合

７　役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与す

るなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合

８　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

有している場合

９　役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であ

ることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを

利用している場合